

介護職員等のたん吸引等研修事業委託業務処理要領

- 第1 委託する業務名
令和8年度介護職員等のたん吸引等研修事業
- 第2 事業の目的
特別養護老人ホーム、障がい者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する。
- 第3 実施主体
北海道
- 第4 契約期間
令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 第5 委託業務の内容
業務内容は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 研修事業の企画、調整及び運営
 (2) 各研修のカリキュラムの策定、開催形式の検討と実施
 (3) 研修事業の周知及び受講生の決定
 (4) 研修会場及び講師の確保と教材の検討・選定
 (5) その他研修事業の実施上必要な事項
- 第6 概要
 (1) 研修の種類
 ア 不特定多数の者を対象とする研修（第一号、第二号研修）
 不特定多数の者を対象に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する研修
 イ 特定の者を対象とする研修（第三号研修）
 特定の者を対象に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する研修
 ウ 実地研修指導者講習
 (ア) 不特定多数の者を対象とする実地研修の指導に当たる実地研修指導講師を養成する講習
 (イ) 特定の者を対象とする基本研修（現場演習）及び実地研修の指導に当たる指導講師を養成する講習
 エ フォローアップ研修
 医療的ケア実施及び研修受講からブランク等がある介護職員等を対象に、講義及び演習等を実施し、受講者の不安解消を図るとともに、適切なケアの方法を確認する研修
- (2) 養成人数

研修類型		区分	開催地・実施回数	養成人数	
不特定多数の者を対象とする研修 （第一号、第二号研修）		①基本研修	札幌市 旭川市、釧路市	2回 各1回	200名
		②実地研修	※1	契約締結日 から随時	
特定の者を対象とする研修 （第三号研修）		①基本研修	札幌市	2回	200名
		②実地研修	※1	契約締結日 から随時	
実地研修指導者 講習	不特定多数の 者を対象とする 研修	講義、演習	札幌市 旭川市、釧路市	2回 各1回	100名
	特定の者を対 象とする研修	自己学習	※2	契約締結日 から随時	100名
フォローアップ研修		講義、演習	任意の道内都市	3回	90名

「※1」は仕様書第7の（2）のイの（ア）のとおり
 「※2」は仕様書第7の（3）のイの（ア）のとおり

- (3) 研修における医療的ケアの範囲
 - ア 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - イ 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
- (4) 研修を受講する介護職員等の範囲
 - ア 介護福祉士
 - イ 介護福祉士以外の介護職員等（訪問介護員等の介護に従事する職員、保育所にあつては保育士、特別支援学校等にあつては教職員を含む。）とし、次の施設・事業所等に勤務する者（勤務予定がある者を含む）とする。
 - ※ 医療機関に勤務する介護職員は原則として対象外とする。
 - (7) 介護関係施設
 - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム、短期入所生活介護等
 - (イ) 障害者支援施設等
 - 障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）等
 - (ウ) 在宅サービス
 - 訪問介護、居宅介護・重度訪問介護（移動中や外出先を含む。）等
 - (エ) その他
 - 保育所、特別支援学校等

第7 業務内容

- (1) 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び開催
 - ア 各研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うため、複数の関係者により構成される喀痰吸引等研修実施委員会を設置し、次の事項を協議すること。
 - (7) 研修実施計画の策定に関すること。
 - (イ) 研修講師及び研修教材の選定に関すること。
 - (ウ) 筆記試験に関すること。
 - (エ) 実地研修に関すること。
 - (オ) その他、研修の運営に関して委員会が必要と認めたこと。
 - イ 特に各人の修得程度の審査については透明性が確保される方法により決定すること。
- (2) 不特定多数の者を対象とする研修（第一号、第二号研修）及び特定の者を対象とする研修（第三号研修）
 - ア 基本研修（講義及び演習）
 - (7) 研修内容
 - 別紙「研修カリキュラム」による。
 - (イ) 筆記試験・評価の実施
 - イ 実地研修
 - 基本研修を修了した者及び基本研修に相当する研修を修了している者について実施する。
 - (7) 実施場所等
 - 基本的に研修受講者の所属する各施設・事業所において実施する。
 - (イ) 研修内容
 - 別紙「研修カリキュラム」による。
 - (ウ) 評価の実施
 - ウ 研修修了証明書等の交付
 - 研修修了者（過年度研修修了者を含む。）に対し、修了証明書を交付する。
- (3) 実地研修指導者講習
 - ア 不特定多数の者を対象とする研修
 - (7) 研修内容
 - 別紙「研修カリキュラム」による。
 - (イ) 研修修了証明書等の交付
 - 研修修了者（過年度研修修了者を含む。）に対し、修了証明書を交付する。
 - イ 特定多数の者を対象とする研修
 - (7) 研修内容
 - 教材（「喀痰吸引等研修指導者マニュアル」及び「DVD」）（※1）を用いた自己学習
 - ※1 令和元年7月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
 - (イ) 研修修了証明書等の交付
 - 研修修了者（過年度研修修了者を含む。）に対する修了証明書は道から交付する。
- (4) フォローアップ研修
 - ア 研修内容
 - 別紙「研修カリキュラム」による。

第8 研修の方法

研修は、集合研修又はオンライン、あるいは集合研修とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の方法など、各研修を効率的かつ効果的に実施できる形式により実施すること。

第9 集合研修の実施箇所

集合研修は、受講者の利便性等や収容人員に配慮し実施すること。

第10 研修の実費徴収

研修の実施に当たって、講師が指定する有償のテキスト代については、受託者において、受講者からその実費を徴収してもよいものとする。なお、領収書は受託者において発行するものとし、その他の費用を徴収してはならない。

第11 業務処理計画書及び実績報告書等

- (1) 契約書第4条に定める業務処理計画書を提出する場合は、別記第1号様式により行うものとする。
- (2) 契約書第6条に定める業務処理責任者を通知する場合は、別記第2号様式により行うものとする。
- (3) 契約書第12条の規定に定める委託業務完了後に提出する書類は、実績報告書（別記第3号様式）及び収支精算書（別記第4号様式）により行うものとする。なお、収支精算書について、受託者が免税事業者の場合は、計及び消費税及び地方消費税相当額の記載欄を削除し、支払った消費税及び地方消費税はそれぞれの支出金額に含め、摘要に「消費税及び地方消費税を含む」等の文言を記載するものとする。

第12 提出書類

第11の収支精算書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

なお、委託期間中の現地調査、業務の処理状況に関する報告等において、随時提出を求めることがあるので常に整備しておくこと。

- (1) 人件費
業務日誌(写)、出勤簿(写)、給与台帳(写)、給与支払明細書(写)、雇用契約書(写)、標準報酬決定通知書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類
- (2) 旅費
出張命令書(写)、出張復命書(写)（出張内容がわかる資料）、交通費等の領収書(写)等及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類
- (3) その他の経費
請求書(写)、契約書(写)、発注書(写)、納品書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類
- (4) インターネットバンキングを利用して経費の支払を行ったときは、画面の写しを提出すること。

第13 研修修了者名簿について

研修修了者名簿は、実績報告時に提出すること。

第14 喀痰吸引等研修について

本要領に定めるほか、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号）など国の定めによること。

第15 再委託について

- (1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。
 - ア 次の事項を記載した書面
 - (ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
 - (イ) 再委託する業務の範囲
 - (ウ) 再委託する理由及びその必要性
 - (エ) 再委託の契約金額
 - (オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
 - (カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況
 - イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書
- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

第16 留意事項

- (1) 業務を遂行する際に発生する著作権、肖像権等の権利関係については、受託者の責任により処理すること。
- (2) 受託者は、業務を遂行するに当たり、道と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。

- (3) 受託者は、業務の各段階において、必要に応じて道と協議を行い事務を進めるものとし、道の指示のもと随時報告を行うこと。
- (4) 受託者は、委託期間中及び業務完了後における現地調査に協力すること。
- (5) 受託者は、委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるよう整理すること。
- (6) 委託業務に要したことが確認できない経費は、当該経費を除き委託料の額を確定する。
- (7) 委託契約書及び本要領に定めのない事項については、委託者の指示によるものとする。

(別紙)

研修カリキュラム

1 不特定多数の者を対象とする研修（第一号及び第二号研修）

講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセス評価を行う。

(1) 基本研修の講義

科 目	時間数
人間と社会	1. 5時間
保健医療制度とチーム医療	2. 0時間
安全な療養生活	4. 0時間
清潔保持と感染予防	2. 5時間
健康状態の把握	3. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	11. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	8. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8. 0時間
合計講義時間数	50. 0時間

(2) 基本研修の演習（シミュレーター演習）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う。

(3) 実地研修

行 為	回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う。

※ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）が必要な場合には、別途演習を行う（20回以上）。

2 特定の者を対象とする研修（第三号研修）

講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセス評価を行う。

演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、実地研修の序盤において、実際に利用者の自宅において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施する。

(1) 基本研修（講義及び演習）

科 目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2. 0時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6. 0時間
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習	1. 0時間
合計講義・演習時間数	9. 0時間

(2) 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※ 評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

3 実地研修指導者講習（不特定多数の者を対象とする研修）

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身に付ける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	3
合計		7

4 フォローアップ研修（講義2時間、演習4時間 計6時間）

(1) 講義

科目	時間数
保健医療制度とチーム医療	120分
安全な療養生活	
清潔保持と感染予防	
健康状態の把握	
救急蘇生法	

(2) ヒヤリハット事例演習

科目	時間数
ヒヤリハット事例演習	100分

(3) 演習

科目	時間数
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	140分
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	
口腔内の喀痰吸引	
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	